

## 科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案について

### 1 改正の背景

科学技術研究調査（基幹統計調査）は、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、昭和28年以降毎年実施している。

本調査は、調査対象の特性に応じた調査事項を設定するため、企業等は「甲調査」、特殊法人、独立行政法人、国・地方の研究機関等は「乙調査」、四年制大学、短期大学等は「丙調査」に分けて調査を実施している。

このうち、甲調査については、平成13年の改正で調査の種類の変更を行った際、結果の連続性を考慮して、営利的活動を行う一部の特殊法人及び独立行政法人も対象としていたところであるが、13年以降の独立行政法人等の新設・統廃合により、結果の連続性を考慮する必要性が低下したことなどを踏まえ、これらの法人について、乙調査の対象に変更するものである。

### 2 改正の内容

調査の種類について、甲調査の対象としている特殊法人及び独立行政法人を乙調査の対象に変更する。

なお、基幹統計名の変更に伴い、用語の整理も行う。

### 3 今後のスケジュール（予定）

公布日 平成24年4月上旬

施行日 公布日と同日に施行